

白鷹町営スキー場における新型コロナウイルス感染症対策

1. 従業員の出勤前の検温、健康状況の確認を行い、37.5℃以上の熱があった場合や風邪の症状がある、体調が悪い、味覚・嗅覚に異常があった場合は出勤を控えます。
2. 従業員のマスク等（フェイスマスク、ネックウォーマー等口鼻を覆うもの）の着用を徹底します。
3. 従業員の手洗い・手指消毒を徹底します。
4. 金銭授受の機会を減らすため、リフト券の販売方法を変更します。
 - ①シーズン券以外は、白鷹スキーセンター休憩所の券売機で各種リフト券の引換券を購入する。
 - ②スキー場リフト管理棟（リフト乗り場脇）で引換券を渡し、リフト券を受け取る。
※シーズン券はスキー場リフト管理棟で販売します。
5. 白鷹スキーセンター入口に非接触性体温計を設置し、37.5℃以上の熱があった場合には、利用できないこととします。
6. 白鷹スキーセンター休憩室内の机・イスの数を減らし、机の上にはパーテーションを設置します。
7. 調理スペースと喫食スペースをビニールシートで分けし、飛沫感染予防に努めます。
8. 各水場に手洗い用石鹸を配置し、白鷹スキーセンターの入口と各水場にアルコール消毒液を設置します。
9. 定期的な施設の換気・消毒を実施します。
10. リフトの乗車待ち及び乗車後、ゲレンデ内では間隔を広くとるようアナウンスを実施します。
11. リフト乗車中は手袋やマスク等を外さず、会話を控えるようアナウンスを実施します。
12. リフトの座席やセーフティバーのアルコール消毒を実施します。

参照

「索道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」

一般財団法人 日本鋼索交通協会

「スキー場における新型コロナウイルス対応ガイドライン」

一般社団法人 日本スノースポーツ&リゾーツ協議会